

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 26 年蕨市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する」に改め、「同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改め、「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 10 条第 1 項第 1 号中「有料の道路（以下この項及び次項）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「以下この号に」を「次項に」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第 3 号中「（1 か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）及び前項第 2 号に定める額の合計額が 150,000 円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤

手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第１０条の２第２項の表中

「

(3) 消防手当	ア 救急事故等に出場し、救急業務等の活動に従事した職員	１回	100
	イ 火災、救助その他の災害等に出場し、消防活動等に従事した職員	１回	500

を

」

「

(3) 消防手当	ア 救急事故等に出場し、救急業務等の活動に従事した職員	１回	200
	イ 火災、救助その他の災害等に出場し、消防活動等に従事した職員	１回	500
	ウ ア又はイのうち、次に掲げる自動車の機関業務に従事した職員		
	(ア) 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）に規定する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車	１回	200
	(イ) 道路交通法に規定する普通自動車	１回	100

に改め、

	エ 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条各号に掲げる救急救命処置を実施した職員	1回	500
--	---	----	-----

」

同表中(7)分娩手当の項を(8)分娩手当の項とし、(6)夜間看護業務手当の項を(7)夜間看護業務手当の項とし、(5)薬剤師及び臨床検査技師等業務手当の項を(6)薬剤師及び臨床検査技師等業務手当の項とし、(4)放射線取扱業務手当の項を(5)放射線取扱業務手当の項とし、(3)消防手当の項の次に次のように加える。

(4) 災害応急作業等 手当	ア 国又は他の地方公共団体の要請に基づき、本市の区域外の地域に派遣され、異常な自然現象、大規模な事故等による重大な災害の応急対策、復旧等の支援業務に従事した職員	日額	710
	イ 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事した職員	日額	840
	ウ イのうち、大規模な災害として主に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される区域において消防業務に従事した職員	日額	1,080
	エ イのうち、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく立入禁止等の措置がなされた区域等著しく危険と認める区域において消防業務	日額	2,160

	に従事した職員		
--	---------	--	--

第10条の2中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の表(4) 災害応急作業等手当の項に定める職員が同一の日に、同項に定める業務に2以上従事したときは、その従事した業務のうち最も高額な手当を支給される業務に係る手当を支給し、その他の業務に係る手当は支給しない。

第16条の2の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第16条の8第2項中「第7条の2から第9条まで及び第9条の4」を「第7条の2及び第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第8条

の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) (6)

重度心身障害者

と、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年蕨市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の8の表中「第10条の2第8項」を「第10条の2第9項」に改める。

（蕨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第4条 蕨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年蕨市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第18条第7項中「第7条の2から第9条まで並びに第9条の4」を「第7条の2並びに第8条」に改める。

令和7年2月17日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄